

寒河江市「やまがた農地リフレッシュ&アクション事業」と「遊休農地有効活用事業」のご紹介

寒河江市農業委員会事務局

1 遊休農地とは

遊休農地とは、現に耕作されておらず、かつ今後も耕作されないと見込まれる農地です。この遊休農地は、農地利用状況調査によって毎年市内の農地を調査のうえ、決定しています。

2 遊休農地解消のねらい

農地が荒廃すると近隣の農地に野生鳥獣や害虫による被害を及ぼすほか、農地の集積、集約化の妨げとなります。年々遊休農地が増加するなか、遊休農地を解消して優良農地の確保と有効利用を図っていくことが必要です。

3 本市における遊休農地面積の推移

農業者の高齢化、減少及び土地持ち非農家の増加等から遊休農地が増えてきています。本市においては、近年、中山間地域を含む地区をはじめとし、増加傾向にあります。令和4年度の調査では68.2haの遊休農地が市内にあるものとされています。

(1) 遊休農地の推移

- R2年度 遊休農地面積 44.2ha
- R3年度 遊休農地面積 55.3ha
- R4年度 遊休農地面積 68.2ha

(2) 解消農地の推移

- R2年度 解消農地面積 6.3ha
- R3年度 解消農地面積 5.7ha
- R4年度 解消農地面積 4.4ha

※上各実績は、本市農業委員会調査（農地パトロール等）による



4 本市における農業就業人口の推移及び年齢構成の変遷

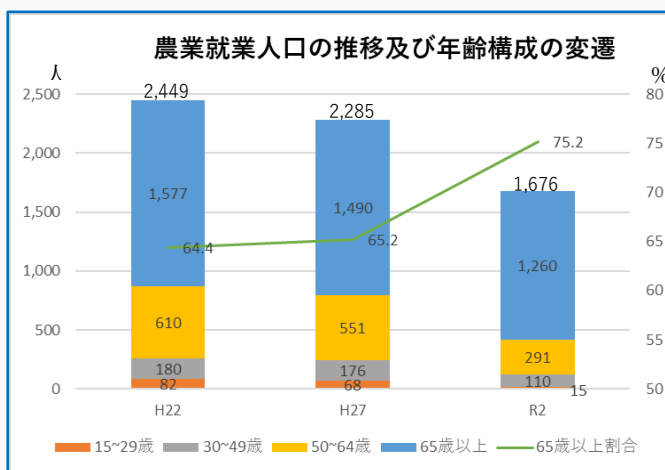
(1) 農業就業人口推移

- H22年度 2,449人（販売農家）
- H27年度 2,285人（同上）
- R2年度 1,676人（同上）

(2) 65歳以上割合推移

- H22年度 64.4%（1,577人）
- H27年度 65.2%（1,490人）
- R2年度 75.2%（1,260人）

※上各実績は、農林業センサスから引用



5 遊休農地解消に関する本市の施策（補助事業）

- やまがた農地リフレッシュ&アクション事業
県と本市の補助金を合わせ、遊休農地の再生等を行う新規就農者等を支援する補助事業
- 遊休農地有効活用事業
市からのみの補助金（交付金）による遊休農地の再生に取り組む農業者を支援する事業

(1) 2つの補助事業の比較

項目	やまがた農地リフレッシュ&アクション事業	遊休農地有効活用事業
1. 目的	遊休農地の解消 農業後継者の育成・確保	遊休農地の解消 優良農地の確保及び有効活用
2. 対象	【申請できる方】 新規就農者や中心経営体等 【対象となる作業等】 障害物除却、深耕、整地、土壌改良、 簡易な排水対策等の再生作業、営農定着及び蜜源等の種苗の購入、定植作業等の粗放的利用	【申請できる方】 市内外の農業者 【対象となる作業】 抜根、伐採、整地、廃棄物処分、深耕、土壌改良、草刈
3. 補助率	補助対象事業費の2分の1	対象事業費と「10a 当り基本単価（円）×作業面積（a）の合計額」のいずれか低い額
4. 要件	農振農用地区域内の通常の農作業では作物の栽培ができないが、簡易な基盤整備等により再生可能な農地 事業費が200万円未満であること 再生された農地で5年以上耕作・保全自ら施工する作業が含まれること	市内に存する再生可能な1号遊休農地であること 再生された農地で5年以上耕作すること

(2) 各事業の特徴

項目	やまがた農地リフレッシュ&アクション事業	遊休農地有効活用事業
1. 事業内容	営農定着（再生作業・営農定着）及び粗放的利用（再生作業・粗放的利用）	再生作業
2. 手続き	市に対する申請者本人からの交付申請のほか県に対する市からの申請等が必要	申請者から直接市に対して申請
3. その他	農業者（個人）及び認定農業者等の農業法人を対象とする。 直営工事費（労務費）を対象とする。 再生可能な農地と一体的に整備する必要がある農地を併せ申請可能	個人の農業者を対象とするが、法人については対象としない。 直営工事費を対象としない。 一つの申請で一定の範囲内の2筆以上の遊休農地の再生を申請可能

6 お問い合わせ先

寒河江市農業委員会事務局 総務係 電話 0237-85-1795（直通）又は
86-2111（内線329）・FAX 0237-86-7100